

## 第 5 0 号議案

足立区いじめ問題対策委員会設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区いじめ問題対策委員会設置条例の一部を改正する条例  
足立区いじめ問題対策委員会設置条例（平成 2 6 年足立区条例第 4 1  
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区いじめ等問題対策委員会設置条例

第 1 条中「足立区いじめ問題対策委員会」を「足立区いじめ等問題対  
策委員会」に改める。

第 2 条中第 3 項を第 6 項とし、第 2 項を第 5 項とし、同項の前に次の  
2 項を加える。

3 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2  
6 号）第 1 1 条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間  
接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

4 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指  
導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使を  
いう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦  
痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動やスポー  
ツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をい  
う。）をいう。

第 2 条中第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切  
な行為をいう。

第 3 条第 1 項第 4 号中「当該いじめ」の次に「又は当該体罰等」を加

え、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「当該いじめ」の次に「又は当該体罰等」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

( 4 ) 区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為(以下この項において「当該体罰等」という。)の実態調査

第 3 条第 1 項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

( 2 ) 体罰又は不適切な行為の防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39 年足立区条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区いじめ問題対策委員会の項中「足立区いじめ問題対策委員会」を「足立区いじめ等問題対策委員会」に改める。

( 提案理由 )

足立区いじめ問題対策委員会の所掌事項を変更する必要があるため、この条例案を提出いたします。